

日本農業労災学会2022年度(第9回)シンポジウム

第4報告 農業労災防止への「社労士からの講演(説明)事例」紹介 ～堀内社会保険労務士事務所 所長 堀内 政徳～

- ・2022年10月21日(金)14:20～14:35
- ・東京農業大学世田谷キャンパス+Zoomによるオンライン(ハイブリッド)

報告者 自己紹介

<堀内社会保険労務士事務所>

所長 堀内 政徳

- 設立 昭和47年〔初代所長（実父）堀内昭夫〕
- 業務 → ・企業からの人事労務相談&指導
・企業の人事労務関係書類の作成&提出代行
- ポリシー → ・企業が発展し、従業員が
幸せになるよう全力で支援すること！
- 所在地 → 〒920-0364 石川県金沢市松島3-133
- TEL → 076-240-1771 ■ FAX → 076-240-3158
- E-mail → hsr@sweet.ocn.ne.jp
- URL → <http://www.horiuchi-sr.jp>

略歴

堀内社会保険労務士事務所

所長 堀内 政徳

- 昭和25年 金沢市生まれ（兼業農家の長男）
- 昭和49年 関西学院大学社会学部 卒業
- 昭和49年～平成9年 金沢市役所 勤務
- 平成9年 堀内社会保険労務士事務所 就職
- 平成10年 社会保険労務士試験 合格
- 平成14年 堀内社会保険労務士事務所
第2代所長 就任
- 平成30年～全国農業経営支援社会保険労務士
ネットワーク第2代会長
〃 ～日本農業労災学会副会長
- 現在、社会保険労務士業務全般について、
従業員7名を統率しつつ、自らも労務相談の
先頭に立つ。JAなど農業関係団体からの講演・相談
も多い。
- 自ら15アールの水田で米を作っている農業者
でもある。



はじめに

・過去20年間で、「農業の労務管理」について、農業者や農業関連団体に対し、累計で100回以上の講演や個別指導をしてきました。

・その中で、「農業労災防止」の話は、10分～20分程度必ず話すようにしてきました。

・具体的には、

1. 農業経営者の責任

2. 農業労災事故の統計(他産業よりはるかに多い率)

3. 現場(ほ場)での防止策

4. 国の労災保険制度の説明

・一般労災→従業員用

・特別加入→経営者用

・県内特別加入団体の紹介

・特別加入制度のQ&A

それでは、私が実際に使用している「講演(説明用)テキスト」についてお話し致します。(次頁以下)

人を雇ったら・・・

◆従業員（労働者）に対する責任

毎日の生活保障（給料や福利厚生）

仕事中の安全衛生への配慮 → 労災保険・健康保険加入！

将来への責任 → 雇用保険・厚生年金加入・退職金



法令による義務があるから加入するのではなく、従業員（労働者）に対する責任を、法律面からバックアップするものとして、法令による規制があると考えべき

◆労働・社会保険関係法令による規制

労働基準法、労働契約法、最低賃金法、労働安全衛生法、労災保険法、雇用保険法、健康保険法、厚生年金保険法、育児介護休業法、高年齢者雇用安定法、労働施策総合推進法 など

事故が起きるとどうなるか？

• 従業員（労働者）が事故（ケガ・死亡）

（4日以上の休業・死亡→労働基準監督署への届出必要！）

→ 従業員（労働者）・家族の生活困窮！（死亡事故であれば生涯賃金要求！）

→ 損害賠償責任！ **安全配慮義務** ← 従業員（労働者）の命と健康を危険から保護するよう配慮すべき義務

〔民法415条（債務不履行）・709条（不法行為）労働契約法5条（安全配慮）など〕

※経営者に過失がなくても、補償義務（労働基準法75条～83条）

• 経営者本人・家族が事故

→ ▪ 経営存続の危機→廃業→従業員（労働者）解雇→**当面の生活費要求**

▪ 家族の生活困窮

農作業中の事故とその対応

農作業中の事故ってどれだけあるの？

農作業中の死亡事故件数は・・・

令和2年

「横這い」から「やや減少」傾向！

〔令和2年農作業死亡事故概要
(農林水産省)より〕

■ 全国で270件(人)(石川県は3人以下)
↑〔令和元年は281件(人)〕 ↑〔令和元年は5人〕
一方労災保険(労災事故)では、(令和2年)

■ 全国で802人(石川県は10人)

■ 建設業258人(石川県は2人)

〔令和2年労働災害発生状況
(厚生労働省)より〕

ずっと減少傾向！

(但し令和3年は前年比65人増)



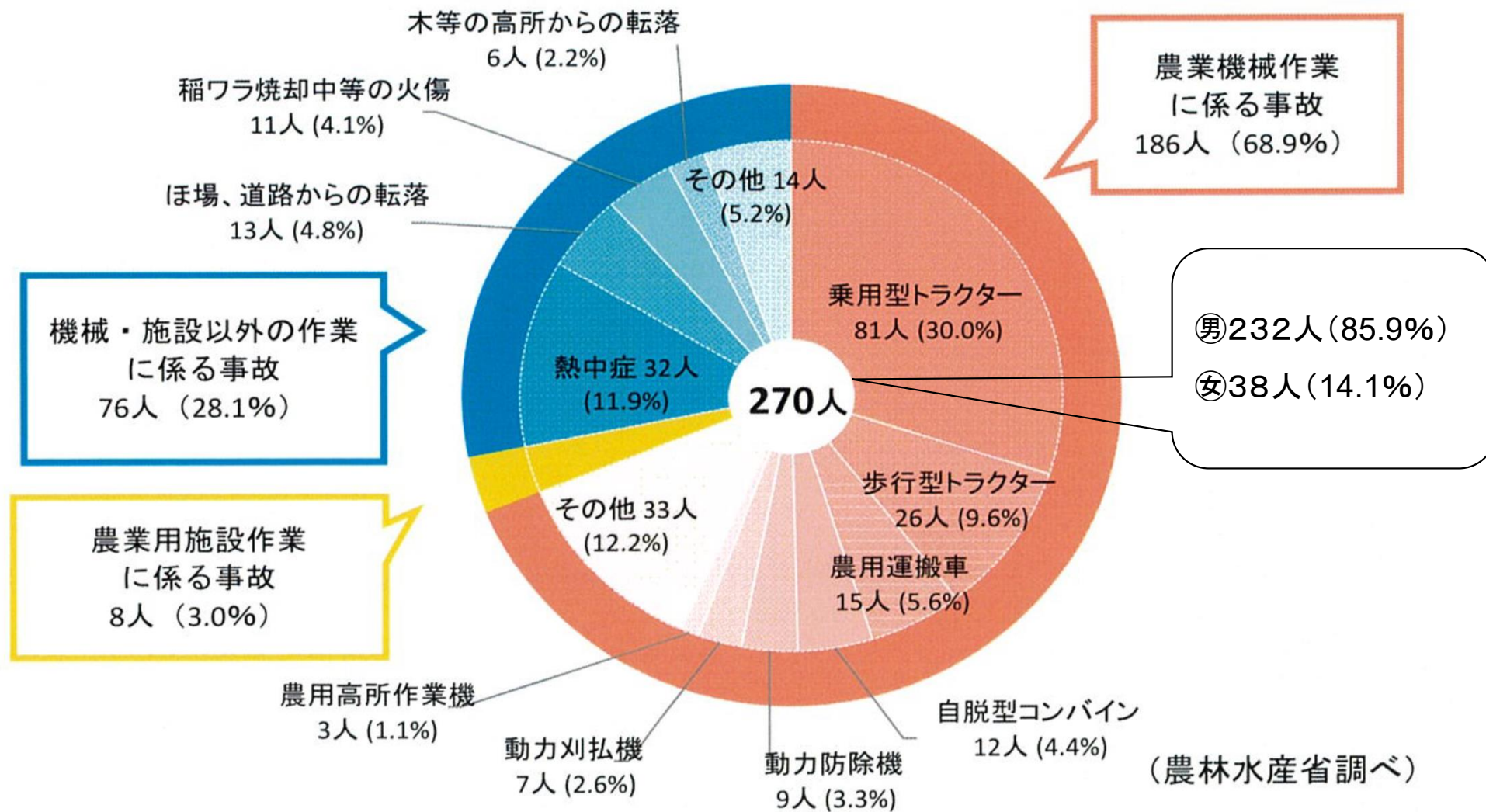
最近の石川県内死傷事故

H31.4/1	トラクター横転	78歳男性(輪島市)	死亡
R1.5/19	'' 転倒	82歳 '' (志賀町)	死亡
R1.9/4	コンバイン接触	69歳 '' (白山市)	死亡
R1.9/5	'' 投出し	71歳 '' (七尾市)	死亡
R2.4/27	トラクター転落	73歳 '' (能登町)	死亡
R2.5/1	'' ''	80歳 '' (中能登町)	死亡
R3.4/1	'' ''	68歳 '' (穴水町)	死亡
R3.8/28	コンバイン中指切断	50歳代男性(七尾市)	重傷
R4.3/11	耕運機に足を巻き込まれ	80歳代男性(珠洲市)	負傷
R4.7/26	軽トラック農業用水に転落	85歳男性(白山市)	死亡

他県死傷事故

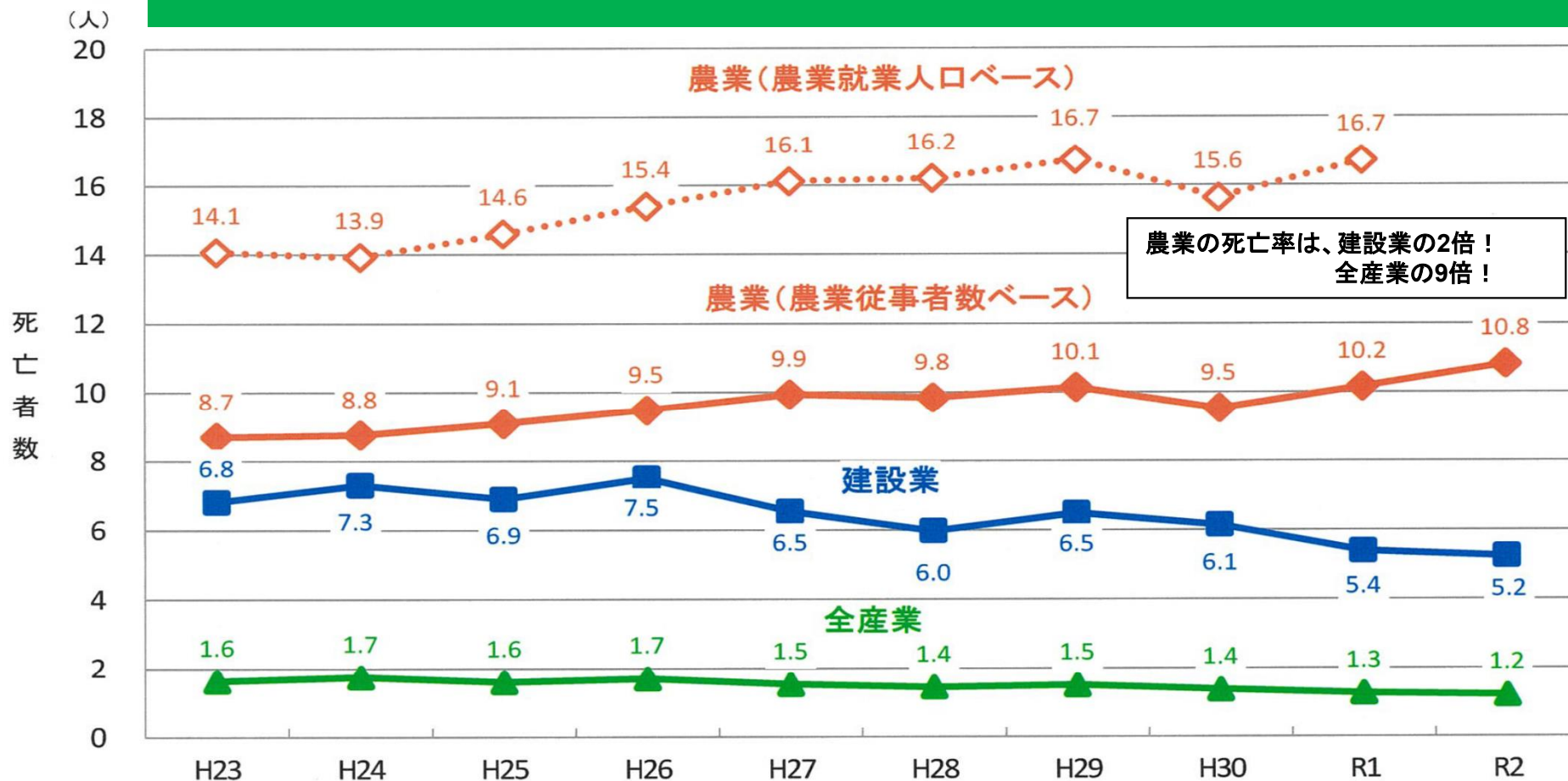
(長野)	R2.8/22	技能実習生レタス畑で被雷(男女2人 30歳代)〔1人死亡・1人重体、小諸市〕
(北海道)	R3.7/16	技能実習生ショベルカーで横転事故〔死亡、 新ひだか町〕
(富山)	R3.9/14	コンバイン接触 67歳女性〔死亡、南砺市〕

では、どんな死亡事故が多いのか？（令和2年・全国）



就業者10万人当たり死亡事故者数の推移

【参考】



農業の死亡率は、建設業の2倍！
全産業の9倍！

出典 死亡者数 農作業死亡事故調査(農水省)、死亡災害報告(厚労省)
就業者 農林業センサス、農業構造動態調査(農林水産省)、労働力調査(総務省)

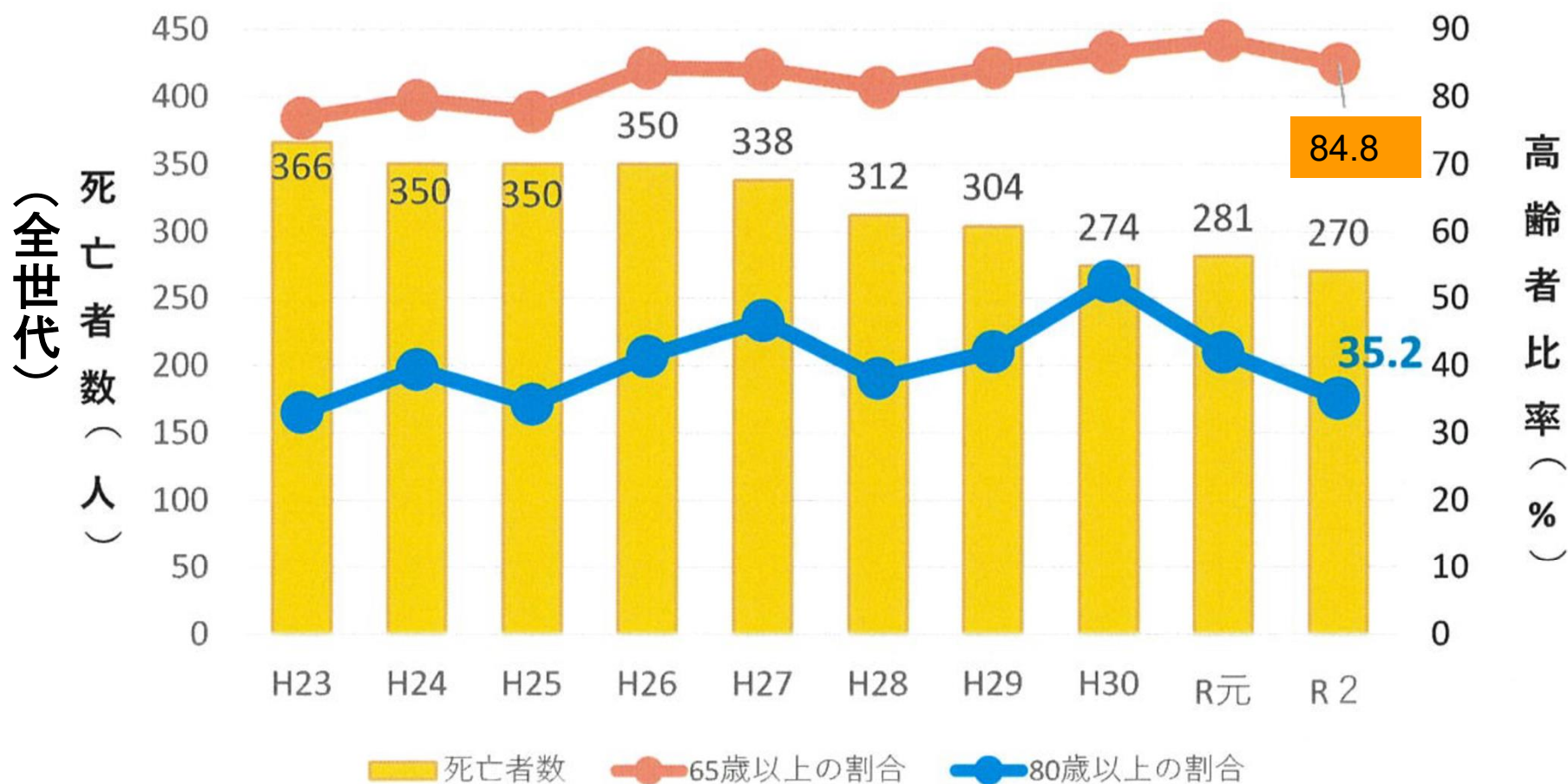
(注) 就業者10万人当たり死亡事故者数の算出において就業者として使用していた農業就業人口の調査が令和元年で終了したため、令和2年から農業従事者数を使用して算出。

農林水産省も令和3年度から対策強化！

①農作業安全指導員の育成！②農作業安全推進協議会の設置促進！

高齢者の割合は？（令和2年）

＜高齢者はとっさの判断ができない！＞



(農林水産省調べ)

どのように対応すべきか？

<単なる「注意」喚起×→全員で「改善」へ！>

◆ まずは **事故防止** !

“ヒヤリ”“ハット”があれば即応！

(原因→対策→教育)

↑ (その時！)



- ◆ 国の労災保険に加入
- ◆ JA共済や民間保険に加入



↑
リスク対応

主な農作業事故の発生状況と対策

① トラクターが転倒・転落し、投げ出されて機体の下敷きになった。



乗用トラクターによる事故の実態



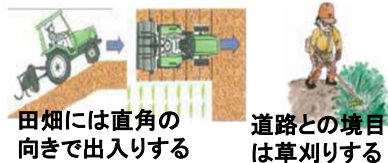
乗用トラクターの死亡原因

平成26年に発生した農作業死亡事故のうち、乗用トラクターによる死亡事故が27%を占めています。そのうち、8割近くが、ほ場や道路からの転倒・転落によるものです。

安全キャブ・フレームのあるトラクターを使用し、シートベルト着用を徹底する



作業環境を確認し、危険性に配慮する



作業が終わったら、昇降路を上がる前にブレーキの連結ロックをする



② 草刈りをしていたところ、足を滑らせて草刈り機で足を切った。



安定な姿勢を保って作業できるように、作業できるように、作業前に点検し、準備しておく



足場の確保

つまずきそうなところに目印をつける

ヘルメット、フェイスガード、安全靴、機械の安全カバーなどの防護を徹底する



刈払機事故の4つの特徴

- ① 斜面・法面での不安定な姿勢による事故(29.5%)
 - 傾斜地・法面は滑りやすい⇒小段の設置、スパイク靴の着用
- ② 回転刃による事故(接触、飛散物)(29.5%)
 - キックバックや小石、チップの飛散⇒防護の徹底、飛散物カバーを外さない
- ③ 詰まりなどの除去時の事故(18.2%)
 - 回転を止めず、草の詰まりなどを除こうとして⇒確実にエンジンを切ってから
- ④ 周辺環境に起因する事故(15.9%)
 - 草むらの中に潜む杭や空き缶など⇒慣れた場所でも事前確認

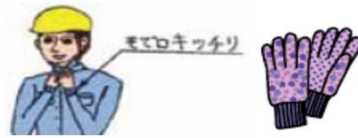
③ コンバインで手こぎ作業を行っていたところ、手が巻き込まれた。



緊急停止装置のついた機械を使用し、停止ボタンの位置などを確認しておく



適切な服装で作業し、機械の中に手を入れないようにする



ほ場の出入り口の整備を行う。また、進入退出路をバックで走行させるときは、補助者による誘導や確認を行う。



～その他にも、農作業中には次のような事故が発生しています。～

熱中症



暑いときの作業

- ・作業時は定期的に日陰で休む。
- ・のどが渇いていなくても、定期的に水分補給をする。

夏に屋外で農作業をしていて、熱中症になった。

大風・豪雨のとき



増水時に田の見回りに行き、水路に転落した。

コンバイン事故の4つの特徴

- ①移動・走行中の事故(34.7%)
 - 後退時に確認不足で⇒補助者による誘導、合図の確認
- ②作業中の詰まり除去時の事故(20.4%)
 - 機械を止めずに詰まり除去⇒エンジン停止の徹底
- ③点検・整備中の事故(16.8%)
 - 回転部への注油、詰まり除去で⇒作業手順の順守
- ④手こぎ作業の際の事故(14.3%)
 - 衣服がチェーンに引っ掛かり⇒作業に適した服装の徹底

(参考) 農作業安全対策について② (「農林水産省農作業安全」HPなどより)

機械作業編

今からすぐにやってみよう!

今すぐできる

～農作業事故の対面調査から得られた事故防止対策～

機械作業を中断するときはエンジン停止!

刈払機の刈刃やトラクターのロータリなど危険な部分に接触する事例がありました。機械での作業を一時中断するときに、エンジンをかけたままにしておいたことが原因の1つでした。

機械操作を中断するときは必ずエンジンを止める習慣を身につけましょう。

駐停車をするときは、駐車ブレーキを確実に!

停めたトラクターが勝手に動きだし、転落事故やケガに至った事例がありました。駐車ブレーキが確実にかかっていたことが原因の1つでした。

トラクター等を駐停車するときは、駐車ブレーキを確実にかける習慣を身につけましょう。

「ちょっとだけだから…」は危険!

トラクターが転落した事例や回転刃のチップソーで眼を負傷した事例がありました。ちょっと(の移動、の間)だけだからと、左右ブレーキの連結や、防護メガネを装着しなかったことが原因の1つでした。

「ちょっとだけ」でも、危険なものは危険です。常に安全な操作や装備を心がけましょう。

装備・環境編

今からすぐにやってみよう!

今すぐできる

～農作業事故の対面調査から得られた事故防止対策～

ヘルメットをかぶろう!

転倒等により頭部に外傷を負う事例がありましたが、ヘルメットを着用していれば大ケガにならなかったと考えられる事例がありました。

工事現場ではヘルメットの着用は当たり前になっていますが、農作業においてもヘルメットをかぶりましょう。

携帯電話を持ち歩こう!

1人作業中の事故で、携帯電話を持っていたために救命につながった事例が多数ありました。

例え自宅近くでの作業でも(敷地内の納屋でも)、万が一の事故に備えて、家を出るときは携帯電話を必ず持ち歩くようにしましょう。

危険な場所にはポール等の目印を!

コンバインが路肩を踏み外して転落し、運転者が死亡する事例がありましたが、路肩の草で農道と路肩の境が分かりにくかったことが原因の1つでした。

路肩が明確になるように農道脇の草刈りを行うのは勿論のこと、ポールを立てるなど、危険箇所の「見える化」を進めましょう。

農作業事故の聞き取りによる詳細調査から得られた事故別対応策

事例

トラクターで走行中、用水路に転落。
(右手中指挫傷・腰骨盤骨折・右大腿骨ヒビ 新潟県 57歳男性)

調査から分かった現場の状況

3.3m幅の農道をトラクターで移動中、左手に杭をくりつけたロープを持ちながら片手で運転を行っていた。ロープにつけた杭が運転席の足場に引っかかったので取ろうとしたところ、誤って左に寄り過ぎ、幅145cm、深さ158cm用水路に転落。スピードは2速であり、早くはなかった。トラクターに安全フレームは装着されていないかった。



現場の状況

心に刻もう

トラクター作業時の片手運転、脇見は大事故のもと

自分で今日から取り組もう

- ハンドルは両手で持つという基本的な安全意識を確認する。
- 万が一の転倒に備え、安全フレーム未装着トラクターは運転しない。

みんなと一緒に取り組もう

- 地域ぐるみで基本的な農作業安全意識の向上を図る。

農作業事故の聞き取りによる詳細調査から得られた事故別対応策

事例

トラクターが自然にバックしてきて回転していたロータリーに下半身を巻き込まれた。(下半身不随・千葉県 54歳男性)

調査から分かった現場の状況

平坦に見える道路であったため、トラクターのエンジンを停止せず、サイドブレーキも掛けられていなかったが、実際は、道路中央から路肩にかけて約1°の傾斜があった。舗装面と畑には約10cmの段差があり、さらに圃場にも、路肩近くの部分から圃場中央に向かって5~6°の傾斜があった。



現場の写真

心に刻もう

見た目が平坦でもわずかな傾斜でトラクターは動き出す

自分で今日から取り組もう

- いかなる状況でも、トラクターから離れるときはエンジンを停止し、サイドブレーキをかける。

みんなと一緒に取り組もう

- ほ場への進入路を整備し、進入路以外からほ場に入りにしない。(進入路の段差解消、進入路を示す目印の設置。)

農作業事故の聞き取りによる詳細調査から得られた事故別対応策

事例

田植機が未舗装の農道を走行中に前輪が横滑りして脱輪、転倒。
(打撲・滋賀県 75歳男性)

調査から分かった現場の状況

道はもともと狭く(およそ1.4m)、小川側の縁は軟らかくて、車輪が食い込んだり、滑るため、それを防ぐために木の板(長さ3m、幅50cm、厚み7cmほど)を敷いていた。当日は降雨で板が濡れており、濡れた板の表面で前輪が川の方に横すべりして脱輪。



農道(幅はおよそ1.4m)を上から見たところ(黒円のところに木板を敷いていた)

現場の写真

心に刻もう

木板での補修は降雨によりむしろ危険となる

自分で今日から取り組もう

○補修に用いる材料の特性を考慮する。

みんなと一緒に取り組もう

○路面、路肩の補修、農道の拡張など検討する。

農作業事故の聞き取りによる詳細調査から得られた事故別対応策

事例

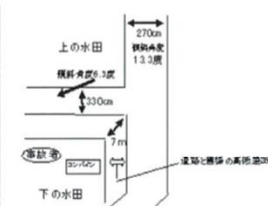
コンバインで農道を移動中に路肩を踏み外し、2.6m下の水田に転落。
(死亡(胸圧迫)・新潟県 74歳男性)

調査から分かった現場の状況

農道の路肩が十分に草刈りされておらず、農道のすみ切りと勘違いし転落。



現場の写真



現場の見取り図

心に刻もう

農道わきの雑草は草刈りしなければ農道と同化する

自分で今日から取り組もう

○路肩が明確になるように草刈りを行う。
○ポール等を設置して路肩をみえる化する。

みんなと一緒に取り組もう

○農道のすみ切りを整備する。

労働保険制度（労災・雇用）について

社会保険 の体系

広義の社会保険

従業員（労働者）保険

一般国民保険

狭義の社会保険

- 厚生年金保険
- 健康保険 → **もっと狭義の社会保険**
- 介護保険

（毎月翌月末納付）

労働保険

- **従業員（労働者）災害補償保険（労災保険）**
- **雇用保険**

※保険料は1年分（前年度分差額・新年度概算）を7月に納付〔年度更新〕（初年度のみ概算納付）

- 国民年金
- 国民健康保険

労災保険の加入と保険料について

労災保険は原則としてすべての従業員（労働者）が対象！

（パートタイマーなども含む。）

法人+従業員5人以上の個人事業

（一般加入）

1. 業務上 のケガ・病気・障害・死亡

2. 通勤中 //

※ 保険料率は1.3% **農業**（令和4年10月現在）

（例）従業員の年間賃金総額 2,000,000円 の場合

$$2,000,000 \times 1.3\% = 26,000\text{円}$$

（通勤手当や賞与なども含む！）

cf



例外として経営者も加入可（特別加入）

（理由）

1. 農作業事故率が高い
2. 家族のみの経営中心（従業員がいない）

入っても入らなくても良い！



※通勤中のケガ・病気・障害・死亡は対象外

農業者（個人・法人）に係る労災保険の適用

農業者の形態		労災保険の適用区分		労災保険の適用		
				労働者 (従業員)	農業者・組合員(株主)・役員 (労働者性のない者) 《特別加入》	
個人事業主・任意組合	従業員の雇用	雇用従業員なし	適用なし		—	・特定農作業従事者 又は ・指定農業機械作業従事者
		常時5人以上雇用	(強制)適用事業		○	・中小事業主等 又は ・特定農作業従事者
		常時5人未満雇用	暫定任意適用事業(任意加入により適用事業となる)※1	任意加入:有	○	・指定農業機械作業従事者
				任意加入:無	△※2	・特定農作業従事者 又は ・指定農業機械作業従事者
		特別加入者が従業員を雇用	(強制)適用事業		○	・特定農作業従事者 又は ・指定農業機械作業従事者
法人 (会社組織)		(強制)適用事業		○	・中小事業主等 又は ・特定農作業従事者 又は ・指定農業機械作業従事者	

集落営農組織（農事組合法人など）における 労災保険の加入形態

構成員の報酬形態	構成員 〔集落の農家(個人事業主)〕	非構成員 (労働者)	代表者など 労働者性のない者		
従事分量配当制 (年1〜2回仕事量・収益により支給)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">労働者性なし</div> ※ 〈特別加入〉 (特定農作業従事者) 又は (指定農業機械作業従事者)	一般加入	常時従業員(労働者) ↑	いる	中小事業主等 又は 特定農作業従事者 又は 指定農業機械作業従事者
			↓	いない	特定農作業従事者 又は 指定農業機械作業従事者
確定給与制 (毎月給料)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">労働者性あり</div> ※ 〈一般加入〉	一般加入	常時従業員(労働者) ↑	いる	中小事業主等 又は 特定農作業従事者 又は 指定農業機械作業従事者
			↓	いない	特定農作業従事者 又は 指定農業機械作業従事者

農業者の特別加入の種類 I

特定農作業従事者

限定された農作業のみ対象！

「特定農作業従事者」として特別加入できるのは、年間農業生産物総販売額300万円以上又は経営耕地面積2ヘクタール以上の規模(この基準を満たす営農集団※を含む)の自営農業者(従業員(労働者)以外の家族従事者を含む)です。従業員(労働者)の使用の有無は条件ではありません。

補償範囲は、土地の耕作若しくは開墾、植物の栽培若しくは採取、又は家畜若しくは蚕の飼育の作業で次表の i から vi に該当する作業実施中に発生した災害です。

- | | |
|------|---|
| i. | 動力により駆動される機械を使用する作業(トラクター、コンバインなど)(パワーショベルや除雪機は?) |
| ii. | 高さが2m以上の箇所における作業(40度以上の傾斜地における作業を含む) |
| iii. | サイロ、むろ等酸素欠乏危険場所における作業 |
| iv. | 農薬散布の作業 |
| v. | 牛・馬・豚に接触し又はそのおそれのある作業 |
| vi. | i ~ v の作業に密接不可分に付随する準備・後始末作業 |

ビニールハウス内1.5mの高さからの
落下事故は対象外！

※この基準を満たす営農集団とは

特定農作業従事者の加入できる農家は、「経営耕地面積が2ha以上、又は一年間における農業生産物の販売金額が300万円以上の規模」であることが原則的な要件となっていますが、小規模な農家においては、地域営農組織又は農事組合法人の構成農家であって、これらの構成農家の経営耕地面積又は販売額の総計が2ha又は300万円以上であれば、その各構成農家について加入できます。

農業者の特別加入の種類Ⅱ

指定農業機械作業従事者

限定された農業機械のみ対象！

「指定農業機械作業従事者」として特別加入できるのは、下に掲げる指定農業機械を使用する自営農業者(家族従事者含む)です。従業員(労働者)の使用の有無は条件ではありません。

補償範囲は、「農業における土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽培若しくは採取の作業」で指定された農業機械を使用していた時に発生した災害のみに限定され、養蚕や畜産の作業は除かれます。

- ◇動力耕うん機その他の農業用トラクター
- ◇動力溝掘機
- ◇自動式田植機
- ◇自走式スピードスプレーヤーその他の自走式防除用機械
- ◇自走式動力刈取機、コンバインその他走式収穫用機械(収穫時使用のフォークリフトを含む)
- ◇トラックその他の自走式運搬用機械
- ◇動力揚水機
- ◇動力草刈機
- ◇動力カッター
- ◇動力摘採機
- ◇動力脱穀機
- ◇動力せん定機
- ◇動力せん枝機
- ◇チェーンソー
- ◇単軌条式運搬機
- ◇コンベヤー
- ◇無人航空機(農薬等の散布・調査用)

※上記以外の機械による事故は対象外！
(パワーショベルや除雪機は？)



農業者の特別加入の種類Ⅲ

中小事業主等（個人事業主、農業法人役員等）

- 「中小事業主等」として特別加入できるのは、農業の場合、常時300人以下の従業員を使用する経営体（法人であるときは、その代表者）及び家族従事者、役員です。年間に100日以上従業員を使用する場合には、常時従業員を使用するものとして取扱われます。
- 加入する場合には、「雇用する従業員について労働保険の保険関係が成立していること」と「労働保険事務組合に事務処理を委託すること」が要件となっています。
- 補償の範囲は、原則としてあらかじめ届け出た所定労働時間中の農作業に関する災害です。（従業員のない時間帯での事故は、対象外）

農作業の種類には限定されない！

農業経営者が労災保険に加入するには

(1) 特定農作業従事者、指定農業機械作業従事者の場合は **団体加入**

特定農作業従事者、指定農業機械作業従事者としての労災保険への加入は、個人ではできません。特別加入者を構成員とする特別加入団体を通じて、団体加入という形で労災保険に特別加入することとされています。

つまり、特別加入団体を任意適用事業及びその事業主、その団体の構成員をその団体に使用される労働者とみなして労災保険が適用されることとなります。

特定農作業従事者、指定農業機械作業従事者として特別加入するためには、JA等が特別加入団体を設置する必要があります。





(2) 中小企業主等の場合は労働保険事務組合を通じて特別加入

- 中小事業主等として労災保険に特別加入する場合は、労働保険事務組合を通じて加入します。
- 労働保険事務組合とは、厚生労働大臣の認可を受け、経営者に代わり労働保険（労災保険・雇用保険）の加入手続き、労働保険料の申告・納付に関する手続きを行うものです。
- 労働保険事務組合は、「中小事業主等」だけでなく、本来であれば各経営者が所轄労働基準監督署で手続きをすべき従業員の労働保険（労災保険・雇用保険）の事務手続きや、(1)の特別加入団体の事務を受託することができます。

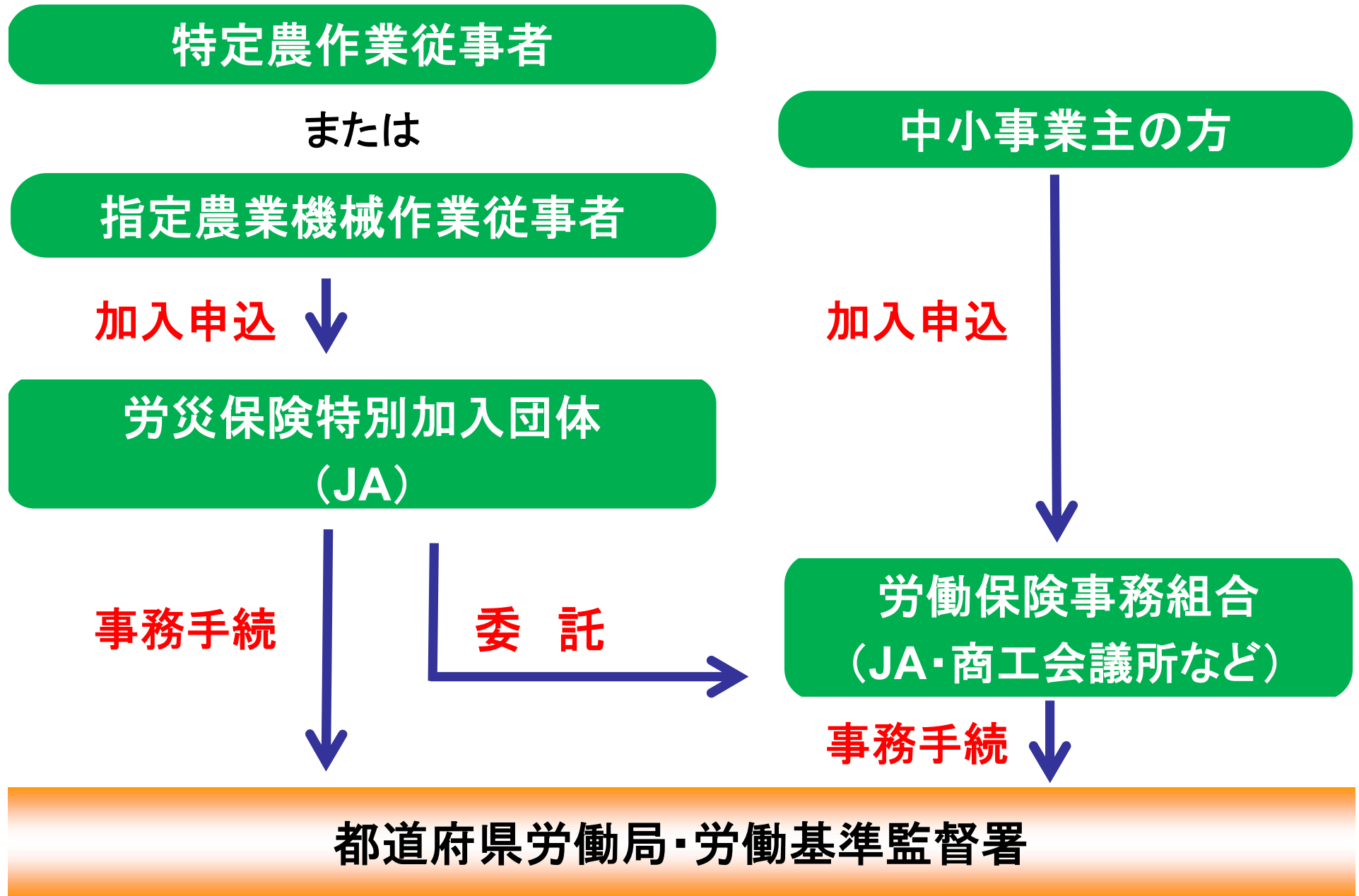
※ 労働保険事務組合は、各地区の商工会議所・商工会や社会保険労務士事務所（一部）、JA（一部）に併設されています。

労働保険事務組合の設立を！



一般（従業員）の労災保険や雇用保険の手続きも可能！

特別加入の流れ図



年間保険料(特別加入)

<経営者が自分で選ぶ!> 給付基礎日額 A ※	保険料算定基礎額 (賃金総額)B=A×365	年 間 保 険 料(令和4年10月現在)		
		特定農作業従事者 B×9/1000	指定農業機械作業従事者 B×3/1000	中小事業主等 B×13/1000
20,000円	7,300,000円	65,700円	21,900円	94,900円
16,000円	5,840,000円	52,560円	17,520円	75,920円
12,000円	4,380,000円	39,420円	13,140円	56,940円
10,000円	3,650,000円	32,850円	10,950円	47,450円
8,000円	2,920,000円	26,280円	8,760円	37,960円
5,000円	1,825,000円	16,425円	5,475円	23,725円
3,500円	1,277,500円	11,498円	3,833円	16,608円

※Aの上記の他 4,000円、6,000円、7,000円、9,000円、14,000円、18,000円、22,000円、24,000円、25,000円も選択できます。

労災保険の加入状況・まとめ

石川県内JA別労災加入状況(令和4年10月現在)

単位:人

JA名	特定農作業従事者		指定農業機械作業従事者		中小事業主等		事務組合あり
	特別加入団体名	加入者数 ※3	特別加入団体名	加入者数 ※3	事務組合名	加入者数 ※3	
加賀			加賀市地区労災保険加入組合	136			
小松市	JA小松市労災保険特別加入組合	182	JA小松市労災保険特別加入組合	73			○
能美	JA能美郡労災加入組合	33					○※1
松任	JA松任労災保険特別加入組合	43					○
金沢中央	金沢農業労災保険加入組合	18					○※2
金沢市	金沢農業労災保険加入組合	47					○※2
石川かほく	津幡東部地区労災保険加入組合	?	津幡東部地区労災保険加入組合	8			
おおぞら			柳田地区労災保険加入組合	5			
町野町			町野町農業労災保険加入組合	48			

特別加入団体なしJA → 根上・白山・ののいち・はくい・志賀・能登わかば・内浦町・すずし

[石川労働局等資料より]

→「特定農作業」「指定農業機械」加入できない! → JA共済等に参加すべき

※1 社会保険労務士事務所に併設の労働保険事務組合に事務委託

※2 JA金沢市に事務委託

※3 加入者数は不確定

農業者の労災保険への 特別加入の状況とその推移(全国)

	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末
特定農作業従事者(人) ①	67,305	66,386	65,556
指定農機作業従事者(人) ②	30,574	30,261	29,984
中小事業主等(人) ③(畜産・養蚕除く)	25,715	26,228	26,788
特別加入者合計(人) ①+②+③=④	123,594	122,875	122,278
基幹的農業従事者(千人) ⑤ (仕事として主に自営農業)	1,404	1,363	1,302
加入率(%) ④÷⑤	8.8	9.0	9.4

加入率→漸増傾向!

← 農業就業人口減少の影響も <厚生労働省HP
(中小事業主等は増加!) (中小事業主等特別加入状況)などより>

特別加入〔Q&A集〕

＜厚生労働省作成「農業者のための特別加入制度のしおり」(令和2年3月)より＞

Q1	<p>〔軽トラック点検・整備中の災害について〕</p> <p>私は、農業者で<u>特定農作業従事者</u>として特別加入しています。毎日自宅から畑まで、軽トラックで往復しているのですが、先日軽トラックが故障し、点検・整備を行っている最中に誤って負傷してしまいました。この場合、労災保険による給付を受けることができるでしょうか。なお、私は、軽トラックで収穫した野菜や資材などを運搬しています。</p>
A1	<p>農作業場で行う耕作等の作業のため、自宅から作業場までの間軽トラックを使って農産物や農業に使う資材などを運ぶ行為は、動力により駆動される機械を使用して行う土地の耕作などの作業に直接附帯する行為に当たります。また、上記作業に伴う軽トラックの点検・修理についても、農業者によって日常行う程度のものであれば、土地の耕作などの作業に直接附帯する行為に当たりますので、業務災害として労災保険による給付を受けることができます。</p>
Q2	<p>〔急な斜面での作業中の災害について〕</p> <p>私はみかん畑で働く農業者で<u>特定農作業従事者</u>として特別加入していますが、勾配が40～45度位になっている段のある畑で、下の段から2メートル以上の場所で作業を行っているときに転落して負傷しました。このような場合にも労災保険による給付を受けることができるでしょうか。</p>
A2	<p>このみかん畑は勾配が40度以上の急な斜面であり、高さが2メートル以上の箇所で作業していることから、この負傷は業務災害として労災保険による給付を受けることができます。</p>
Q3	<p>〔集荷作業中や、出荷・販売作業中の災害について〕</p> <p>私は農業者で<u>特定農作業従事者</u>として特別加入していますが、集荷した野菜を農協の集荷施設までトラックで運搬している最中に事故を起こし負傷してしまいました。この場合、労災保険による給付を受けられるでしょうか。また、農産物を市場等までトラック等でお荷する出荷作業、出荷した農産物をお荷先で販売する販売作業といった作業中の災害の場合には、労災保険の適用はどうなるのでしょうか。</p>
A3	<p>農産物を共同集荷施設までトラックなどで運ぶ作業の場合は、集荷作業となり、植物の栽培等に直接附帯する行為に当たることから、業務災害として労災保険による給付を受けることができます。</p> <p>また、平成30年4月1日以降に発生した災害については、箱詰めされるなどすでに商品化された農産物をお荷施設まで運ぶ「出荷作業」や、出荷作業後に行われる「販売作業」についても、集荷作業同様、植物の栽培等に直接附帯する行為に当たるものとして扱い、それらの作業中の災害については、業務災害として労災保険による給付を受けることができるようになりました。</p> <p>例えば、出荷のために直売所へ向かい、出荷を行った者がそのまま直売所で販売を行い、農作業場へ戻るという一連の行為は直接附帯する行為に該当します。なお、この取扱いは指定農業機械作業従事者が指定農業機械を用いて当該行為を行う場合についても同様となります。</p>

<p>Q4</p>	<p>〔ライスセンターでの作業中の事故について〕 私は特定農作業従事者として特別加入していますが、ライスセンターで収穫した米を乾燥させている作業中に負傷してしまいました。この場合でも労災保険による給付は受けられるのでしょうか。</p>
<p>A4</p>	<p>米は刈り取ったもみのままでは通常出荷せず、乾燥などの作業が必要です。この場合の乾燥は天日によるものだけではなく、機械による場合でも同様に考えられ、収穫した米をライスセンターで乾燥させる作業は植物の栽培等の作業に含まれることとなります。したがって、ライスセンターは農作業場に当たりますので、動力により駆動される機械を使用して作業中に被災した場合には、業務災害として労災保険による給付を受けることができます。</p>
<p>Q5</p>	<p>〔特定農作業従事者・指定農業機械作業従事者の通勤災害について〕 特定農作業従事者や指定農業機械作業従事者の場合、通勤災害について労災保険の適用がないと聞きましたが、自宅の車庫から軽トラックをほ場まで運転中に負傷した場合にも、労災保険の適用がないのですか。</p>
<p>A5</p>	<p>特定農作業従事者や指定農業機械作業従事者については、通勤災害の適用はありませんが、自宅とほ場との間をトラックなどの運搬機械を用いて往復している場合には、業務災害として保護されます。 特定農作業従事者については、農産物や農作業のための資材などを運ぶために自宅の車庫からほ場まで軽トラックを運転する行為は、耕作などの作業に直接附帯する行為に当たるため、通勤災害ではなく、業務災害として労災保険による給付を受けることができます。また、指定農業機械作業従事者についても、軽トラックに乗って自宅の車庫からほ場まで向かう途中に被災した場合には、業務災害として労災保険による給付を受けることができます。</p>
<p>Q6</p>	<p>〔集落営農集団について〕 私は、リンゴ農家であり、高さ2メートル以上の高所で作業しています。先日、集落営農組合に所属しましたが、個人としては、経営耕地面積は1ヘクタール、年間の農業生産物の総販売額が200万円しかありません。この場合、特定農作業従事者として特別加入することはできるのでしょうか。</p>
<p>A6</p>	<p>個々の農家の規模が小さくても、所属している集落営農集団において、農業生産物総販売額が300万円以上または経営耕地面積2ヘクタール以上であれば、各構成農家も規模の要件を満たすものとして特別加入することができます。</p>

<都道府県担い手育成総合支援協議会スペシャリスト研修会レジュメ(平成20年9月)より>

[資料①] 農業者の労災保険 (入来院重宏社労士作成)

<JA等からの質問>

Q1	JA内に設置した任意組織で稲の刈取作業(コンバイン利用)及び籾の運搬作業(トラック利用)をしている。この任意組織の構成員が「 <u>指定農業機械作業従事者</u> 」として特別加入することができるか？
A1	特別加入することができる。
Q1-2	加入できる場合、この任意組織としての作業は9月から10月の限られた期間であることから、作業開始時に加入し、作業終了後に脱退ということを毎年繰り返すことができるか？
A1-2	加入と脱退を繰り返すことはできない。また、特定の時期だけの加入もできない。
Q2	従事分量配当制の農事組合法人で雇用している従業員(労働者)がいない場合(全員組合員)、理事は「 <u>中小事業主等</u> 」で特別加入できるか？
A2	この場合、理事は中小事業主の要件を満たさないので「 <u>中小事業主等</u> 」で特別加入することはできない。
Q3	これまで親子で「 <u>特定農作業従事者</u> 」で特別加入していたが、息子が結婚して婿入りした。婿入りしたことから息子の姓及び住所が変更になったが、息子は今後も父親の農作業を手伝う予定である。この場合、息子は特別加入することができるか？
A3	息子の氏名変更をすればよい。 他県に転居する場合は、そのまま加入することができないこともあり、脱退することになる。 管轄労働基準監督署または労働局で確認すること。

Q4	現在「特定農作業従事者」で特別加入しているが、他人のほ場で作業しているときも補償の対象か？
A4	「特定農作業従事者」「指定農業機械作業従事者」の補償の対象となる場所については、加入者の所有する圃場に限定していない。したがって、他人の圃場での事故も補償の対象である。（機械等が加入者の自己所有であることが原則）
Q5	現在、複数の団体の構成員となっているが、それぞれで特別加入することはできるか？
A5	「特定農作業従事者」と「指定農業機械作業従事者」を重複して加入することはできない。「中小事業主等」と「特定農作業従事者」または「指定農業機械作業従事者」との重複加入は可能である。 複数の法人等の代表を務めている場合は各々の法人等で「中小事業主等」で加入することは可能である。
Q6	特別加入団体で特定農作業従事者で特別加入している農業者が労働者を雇用した場合、特別加入団体の構成員資格を失うのか？
A6	失わない。労働者を雇用したときに労働保険関係が成立するので、10日以内に「労働保険関係成立届」を管轄労働基準監督署に提出しなければならない。（特別加入の継続は可）
Q7	常時労働者を雇用していないが年間100日以上労働者を雇用しているので「中小事業主等」で特別加入しているが、労働基準監督署から「労働者を雇用していない日は労働者の休日扱いと一緒にその日に事業主が事故にあっても労災保険の適用はない」と言われたが本当か？
A7	労働基準監督署の間違いである。労災保険の給付を受けることはできる。（但し、労働者が通常仕事をしている曜日や時間に限られる。）

<p>Q1</p>	<p>〔特定農作業従事者に係る業務上外の認定基準における「植物の栽培若しくは採取」の定義について〕</p> <p>特定農作業従事者に関しては、「自営農業者が、農作業場において、動力により駆動される機械を使用して行う土地の耕作若しくは開墾、植物の栽培若しくは採取又は家畜若しくは蚕の飼育の作業及びこれに直接付帯する行為を行う場合」等について業務遂行性が認められているところであるが、このうちの「植物の栽培若しくは採取」とは、どの段階までをいうのか。</p>
<p>A1</p>	<p>特定農作業従事者に係る業務上外の認定基準における「植物の栽培若しくは採取」とは、農産物として完成させるまでの作業をいうものであり、例えば、野菜・果物類については、通常、袋詰めまでの作業をいうものと解される。</p> <p>なお、便宜上箱詰めした野菜・果物類であったとしても、検査のため再度開封することが前提となっている場合には、検査終了後に箱詰めするまでの作業が農産物として完成させるまでの作業に該当する。</p>
<p>Q2</p>	<p>〔特定農作業従事者がライスセンターから自宅に 袋詰めされた玄米を持ち帰る途中に被災した場合について〕</p> <p>米の栽培等を営んでいる自営農業者であって特定農作業従事者として特別加入している者が、自宅の格納庫から籾付きの米をライスセンターに運び込み、乾燥・調整を行って袋詰めされた玄米を引き取った後、再び自宅の格納庫に持ち帰り、トラックから玄米を積み卸す作業を行っている途中に被災した場合について、業務遂行性が認められるか。</p> <p>なお、玄米は自宅の格納庫内に一定期間保管したのち、袋詰めされた状態のまま、後日、改めて農協に出荷する予定であったものである。</p>
<p>A2</p>	<p>特定農作業従事者については、「農作業場」において「動力機械」を使用して「植物の栽培若しくは採取の作業」を行う場合等に業務遂行性が認められている。上記要件のうち、「植物の栽培若しくは採取の作業」については、農産物として完成させるまでの作業をいうものであるが、ライスセンターで袋詰めされた玄米を農作業場である自宅の格納庫に動力機械であるトラックを使用して持ち帰る行為については、このような農作業においては当然に必要な行為であることから、農産物として完成させるまでの一連の行為の最終段階とみなして、業務遂行性を認めて差し支えない。</p>



<p>Q3</p>	<p>〔ライスセンター等は、特定農作業従事者の業務遂行性の要件における農作業場に該当するか〕</p> <p>ライスセンターやカントリーエレベーターなどの他人の所有する農業施設は、<u>特定農作業従事者の業務遂行性の要件</u>における農作業場に該当するか。</p>
<p>A3</p>	<p>特定農作業従事者に係る業務上外の認定基準における農作業場とは、特別加入の対象となる事業場に係るほ場等の恒常的作業場のほか、他のほ場等を含むものであり、主として家庭生活に用いる場所を除くものであるとされている。言い換えれば、特別加入者が、主として農作業を行う場所であるか否かにより判断されるものであると考えられる。ライスセンター及びカントリーエレベーターについては、米の乾燥、調整等の作業を行う場所であり、これらの場所で行う作業は米という農産物を完成させるために必要不可欠な農作業であること、また、所有関係は農作業場の要件となっていないことから、ライスセンター及びカントリーエレベーターは農作業場に該当する。なお、ライスセンター及びカントリーエレベーターにおいて行われる作業の全てについて業務遂行性が認められるわけではなく、動力機械を使用するなどの平成3年4月12日付け労働省発労徴第38号基発第259号通達における業務遂行性の要件を満たすことが必要であることに留意すること。</p>
<p>Q4</p>	<p>〔特定農作業従事者がレタス包装機等を使用して行う作業について〕</p> <p>特定農作業従事者として特別加入している場合、レタス包装機や野菜洗浄機を使用して行う作業に業務遂行性が認められるか。</p>
<p>A4</p>	<p>レタスなどの野菜類については、通常、箱詰めまでの作業が農作物として完成させるまでの作業であり、「植物の栽培若しくは採取」の作業に該当するものである。また、レタス包装機及び野菜洗浄機は、いずれも動力により駆動させる機械に該当する。したがって、特定農作業従事者として特別加入している者であれば、レタス包装機及び野菜洗浄機を使用して行う箱詰め前の作業については、原則として業務遂行性が認められる。</p>
<p>Q5</p>	<p>〔特定農作業従事者が荒茶加工を行う作業について〕</p> <p>特定農作業従事者が荒茶の加工を行う作業は、「植物の栽培若しくは採取」の作業に含まれるか。</p>
<p>A5</p>	<p>茶の栽培を行う農家の場合、自ら荒茶加工という一定の加工を済ましてから農協にもって行くことがある。これは、生茶売りよりも付加価値を付けた荒茶加工を施した農業者の利益が多いためであり、近年の茶栽培に係る農業者においては、農作物である茶を出荷するに当たり、荒茶加工を行うのが一般的となっている。したがって、出荷前に行われる荒茶加工を行う作業は、農作物として完成させるまでに必要な一連の行為であることから、「植物の栽培若しくは採取」の作業に含まれるものである。</p>

Q6	<p>〔特定農作業従事者が自家用自動車を自宅の格納庫からほ場まで運転する行為について〕</p> <p>特定農作業従事者がほ場まで農作業を行うために自家用自動車を自宅の格納庫からほ場まで運転する行為について、業務遂行性が認められるか。</p>
A6	<p>特定農作業従事者の業務遂行性については、農作業場において、「動力機械」を使用して「植物の栽培若しくは採取の作業」及びこれに「直接付帯する行為」を行う場合等に認められている。これらの要件のうち、「直接付帯する行為」については、「例えば動力機械をほ場相互間において運転若しくは運搬する作業等が該当する」とされているが、本件のように自家用自動車を自宅の格納庫からほ場まで運転する行為についても、栽培・採取に密着した行為と認められる限りにおいては、動力機械をほ場相互間において運転若しくは運搬する作業に同様の性格を有していることから、「直接付帯する行為」に含まれるものと解するのが妥当と考えられる。したがって、特定農作業従事者がほ場における農作業を行うために自家用自動車を自宅の格納庫からほ場まで運転する行為については、栽培・採取に密着した行為と認められる限りにおいて、業務遂行性があるものと取扱われたい。</p>
Q7	<p>〔指定農業機械作業従事者が自家用自動車を自宅の格納庫からほ場まで運転する行為について〕</p> <p>指定農業機械作業従事者が自家用自動車を自宅の格納庫からほ場まで運転する行為については業務遂行性が認められるか。</p>
A7	<p>自家用自動車及び自動二輪車は「自走式運搬用機械」の一種であることから、指定農業機械に該当する。また、指定農業機械作業従事者に係る業務上外の認定基準における業務遂行性の範囲は、①ほ場又はほ道の作業場において指定農業機械を用いて行う作業及びこれに直接付帯する行為を行う場合②当該機械をほ場等の作業場と格納場所との間において、運転又は運搬する作業及びこれに直接付帯する行為を行う場合と規定されていることから、自家用自動車を自宅の格納庫からほ場まで運転する行為については、業務遂行性が認められる。</p>
Q8	<p>〔農業専用として製造されたものではない機械であっても指定農業機械に該当するか〕</p> <p>フォークリフトのように専ら農業用として製造された機械ではないものをほ場内における収穫物の運搬に使用した場合、それらの機械は指定農業機械に該当しないのか。</p>
A8	<p>指定農業機械の種類については、用途を農業用に限定していないことから、専ら農業用に製造されたもの以外のものであっても指定農業機械に該当するものと取扱って差し支えない。したがって、「自走式運搬用機械」に該当する「フォークリフト」を使用してほ場において作業を行う限りは、業務遂行性が認められる。ただし、例えば、1階から2階に農産物を上げるために電動の昇降機(垂直に立てた二本のレールをエレベーターのように上下するもの)を指定農業機械である「コンベアー」の代用として使用している場合のように、指定農業機械に該当しない機械を指定農業機械の代用として使用している場合には、指定農業機械の要件に該当しない。</p>

<最近の地元労働基準監督署との応答事例>

※ 以下の事例は、個人情報保護の観点から若干リメイクしてあります

Q1	「特定農作業従事者」が園芸用ビニールハウスの解体のため、1.5mの脚立の上に立ち、作業をしていたところ身体のバランスを崩し、地面へ転倒し、腕を骨折した。労災の適用は？
A1	「植物の採取後の後始末作業」と思われるが、高さ2m未満の落下につき労災の適用は不可！
Q2	「特定農作業従事者」が水田の水管理のため畦（水面からの高さ約30cm）を歩いていたところ、足をすべらせ転倒し脇腹が畦の法面（リム）に激突し、肋骨を折骨した。労災の適用は？
A2	「土地の耕作に付随する水管理作業」ではあるが、草刈機等も使用しておらず、労災の適用は不可！
Q3	「指定農業機械従事者」が害虫駆除のため動力草刈機（自己所有）を使用し、農道の除草作業を集落共同で行っていたところ、草むらからハチが出てきて刺された。労災の適用は？
A3	純粋なボランティアの作業ではなく、農作業上の必要があって行っている作業であれば労災としての適用は可。
Q4	「指定農作業従事者」が、小型トラクター（耕うん機）を使い畑の畝作り中、方向転換のためハンドルを持ち上げたところ、突然、腰がつっぱり動けなくなった。労災の適用は？
A4	急性（突発性）のものであれば可（なお別途「腰痛症災害発生状況報告書」の提出が及び労働基準監督署から本人への聞きとりあり）
Q5	「特定農作業従事者」が温室ハウス内で野菜の栽培等準備のため高さ2.7mの脚立に乗り支柱（鉄製）を立てていたところ、ハウス内に迷いこんできた鳥を手で追い払った際、体のバランスを崩し、2.5mの高さから転落し、地面に横に置いてあった支柱に顔面を強打した。労災の適用は？
A5	「植物の栽培準備作業中」でかつ「高さ2.5m以上の箇所からの転落」につき可。

労災保険の補償について（給付）

〔健康保険（協会けんぽ・国民健康保険）や国民年金・厚生年金より手厚い補償有！〕

＜労働者も経営者も共通＞

ケガ等で治療する場合	療養補償給付	療養費の全額
	休業補償給付	休業4日目から休業1日につき給付基礎日額（※1）の60%〔※2〕（20%）
	傷病補償年金	療養開始後1年6ヵ月経過しても治らずにその傷病が重い場合、給付基礎日額の313日分（1級）～245日分（3級）の年金〔※2〕
障害が残った場合	障害補償年金	給付基礎日額の313日分（1級）～131日分（7級）の年金〔※2〕
	障害補償一時金	給付基礎日額503日分（8級）～56日分（14級）の一時金
死亡した場合	遺族補償年金	遺族数に応じ給付基礎日額の245日分～153日分〔※2〕
	遺族補償一時金	遺族補償年金受給資格者がいない場合、その他の遺族に対し給付基礎日額の1,000日分の一時金〔※2〕
	葬祭料	315,000円＋給付基礎日額の30日分（最低保障額は給付基礎日額の60日分）

〔※1〕給付基礎日額→ \div 平均賃金（事故前3ヶ月分の賃金合計 \div 事故前3か月間の暦日数）

〔※2〕 プラス「特別支給金」も有り

労災・共済・保険の比較表

		死亡保障		後遺障害保障		医療保障		休業補償	賠償保証	対物保障	自損事故 (車両損害)	
		遺族一時金	遺族年金	傷害一時金	傷害年金	入院保障	通院保障					
政府労災	労働者災害補償保険	○	○	(障害一時金) ○	(障害年金) ○	(療養給付) ○	(療養給付) ○	○	×	×	×	
JA共済	JA生命共済	死亡共済金	生活保障年金特約	災害給付特約 <small>(※掛金払込免除制度あり)</small>	重度傷害年金特約	全入院特約 (手術共済金)	通院特約	×	×	×	×	
	JA傷害共済	死亡共済金	×	後遺障害共済金	×	入院共済金 (手術共済金)	通院共済金	×	×	×	×	
	JA自動車共済 (農機具契約)	死亡共済金	×	後遺障害共済金	×	搭乗者特約		×	○	○	○	
共栄火災保険	労働災害総合保険	政府労災保険の上乗せとなるため、政府労災保険未加入者は契約できない。										
	普通傷害保険	死亡保険金	×	後遺障害保険金	×	入院保険金	通院保険金	×	×	×	×	
	農業者賠償責任保険	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	
NOSAI	農業共済組合	人の保障に関する共済は扱っていない。										
	農機具損害共済	農機車両の損害しか補償していない。 (対人・対物・搭乗者・人身傷害の保障はなし。)							×	×	○	

労災保険制度のまとめ

農業者と労災保険－2つの側面

1. 経営者(経営体)として ← 最低限の補償義務が免除される！

⇒ 従業員(労働者)のための労災保険

⇒ コンプライアンス(法令順守) ← 強制適用

暫定任意適用事業については

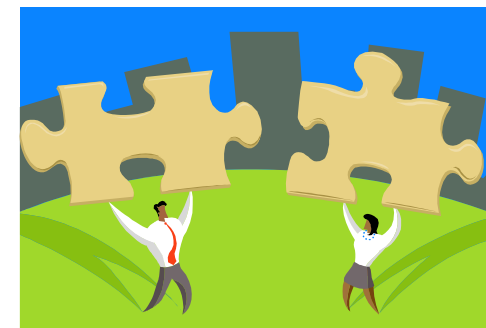
リスク管理の一環(災害補償義務)

2. 特別加入者として

⇒ 自分のための労災保険

⇒ 自分の補償確保

リスク管理の一環



従業員・経営者・各々の家族の生活を守るために！

以上が、私が日頃、農業者、農業関連団体
などで、お話しているものです。ご参考になれ
ば幸いです。ご参加そして私の拙い報告をご
清聴賜り誠にありがとうございました。

皆様のご健勝とご活躍を祈念致
しております。



社会保険労務士 堀内政徳